



JAL不当解雇撤回ニュース

No571号 2018.10.10
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.com>

早期解決を求める植木会長・赤坂社長宛ての「要請ハガキ」にご協力を!!

5月14日にJAL経営は、解雇争議の解決に踏み出すとの見解を労働組合に伝え、解決のための労使交渉(特別協議)が始まっています。これまで6回の特別協議が開催されましたが、会社からの回答は、被解雇者をLCC新会社への応募、地上職への応募、経験者採用制度の新設による応募の対象とするなど、被解雇者の優先的雇用を保障した内容ではありません。また、解決金については、支払う考えはないと回答しています。労働組合は、JAL本体への復職、解決金の支払いを主とした4つの「統一要求」に応えるよう求めています。

6月19日の株主総会で、植木会長が株主(山口乗員団長)の質問に対して、「ご意見を尊重して、誠心誠意組合とも話し合っていきたい」と答弁し、株主に解雇問題の解決を約束しました。

国民支援共闘は、植木会長と赤坂社長宛てに早期解決を求める「要請ハガキ」の実施を決定しました。JALが株主への約束を誠実に履行するよう、皆様のご協力をお願い致します。

解雇争議の早期解決を求める「要請ハガキ」実施中!!

10月末を一次締め切りとしています

植木会長・赤坂社長に、解雇争議の一日も早い解決を求める要請の「はがき」です。

私たちは、労使交渉の行方を見守っています!!



統一要求に応じて下さい!

《当該労組統一要求》

1. 被解雇者に関する要求

- ① 職場復帰を希望する被解雇者については、組合との協議に基づいて全員を職場復帰させること。
- ② 復帰に当たっては、年齢や長期にわたる業務離脱を勘案し、十分な手厚い訓練を行うこと。
- ③ 病気等の理由で原職への復職が適わない被解雇者については、組合との協議に基づいて、地上職場での雇用を確保すること。
- ④ 年齢などにより職場復帰が適わない被解雇者については、組合との協議に基づいて何らかの補償を行うこと。

2. 希望退職者・特別早期退職者に関する要求

再雇用を希望する希望退職者・特別早期退職者に、再雇用への道筋をつけること。

3. 解雇問題の円満解決するための要求

不当労働行為事件を含めた争議状態を円満に解決するために、被解雇組合員や組合が受けた多大な不利益や負担を補償すること。

4. 労使関係の正常化に関する要求

2010年12月31日付整理解雇が、労使の信頼関係を阻害しただけでなく、職場からの経営に対する信頼感も大きく損なったことを率直に認め、争議解決を通じて、労使関係の正常化、職場の信頼感の再構築、安全運航の推進に全力を挙げること。